

千葉市公告第948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月22日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーエクスビル

所在地 千葉市中央区富士見二丁目14番地1、14番地2、
14番地3、14番地22

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コンチェルト

代表者 代表取締役 江口 隆光

所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号（サンシャイン60 37階）

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変更前	変更後
店舗①（1階）	24時間	変更なし
店舗②（1階）	8:00～22:00	変更なし
店舗③（1階）	10:00～21:00	変更なし
店舗④（1階）	10:00～21:00	変更なし
店舗⑤（2階）	10:00～21:00	変更なし
店舗⑥（3階）	10:00～21:00	10:00～翌5:00
店舗⑦（4階）	10:00～21:00	10:00～翌5:00
店舗⑧（4階）	10:00～21:00	10:00～翌5:00
店舗⑨（5階）	10:00～21:00	変更なし

4 変更する年月日

令和8年1月15日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

6 届出の年月日

令和7年12月12日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市中央区中央4丁目5番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市中央区地域づくり支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和7年12月22日から令和8年4月22日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時まで

※添付図面は省略